

4. 社団法人 札幌青年会議所運営規定

本運営規定は、社団法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）の実質的充実に即し J C 運営の円滑と会員の総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

第 1 章 役員の仕事

- 第 1 条 理事長は定款に定められた仕事のほかに、本会を代表して対外的関係団体に所属し、その会議ならびに会合等に出席するものとする。
- 第 2 条 副理事長は定款に定められた仕事のほかに各事業活動を調整し、また本会の運営を容易ならしめるよう努力する。
- 第 3 条 専務理事は定款に定められた仕事のほかに所務ならびに事務局を統轄する。
- 第 4 条
- 1 常任理事および理事は定款に定められた仕事のほかに本会の運営に関して責任を有し、職務上これを分担して、それぞれの職務を担当する。
 - 2 常任理事は本会の運営事業の遂行等に関し、委員長に適切な指示を与え委員会活動を推進する。
 - 3 委員長は年当初に委員会の事業計画案、予算案を作成し理事会および総会で承認された事業を実施する。
- 第 5 条 監事は定款に定められた仕事のほかに、本会の予算、事業等承認された事項が定款に基づき正確に行われているかを監査し、誤りがあればただちに理事会に報告しなければならない。

第 2 章 理事会

- 第 6 条 理事会は定款第 28 条に規定されたほか、各委員会の事業、予算ならびに会員の資格の審査決定、その他本会の重要議案の決定に当たり責任をもってこれを審議し、本会の運営にあたる。
- 第 7 条 理事会の円滑な運営をはかるため常任理事会を設けることができ、常任理事会は次の事項を審議する。
- 1 理事会に提出すべき議案。
 - 2 総会、理事会の決議事項以外の事項で本会の運営にあたり重要な事項。
 - 3 理事会からの委任事項。
- 第 8 条

- 1 常任理事会は理事長、副理事長、専務理事および常任理事をもって構成し、年度中に6回以上開催する。
- 2 常任理事会は理事長がこれを招集し、理事長が議長となる。
- 3 常任理事会の定足数は構成員の3分の2とする。
- 4 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 直前理事長、監事および顧問は、常任理事会に出席し意見を述べるができる。但し議決権を有しない。

第 3 章 例 会

第9条 例会は原則として毎月2回開催する。

第一例会 第一火曜日 午後6時～8時まで

第二例会 第三火曜日 午後6時～8時まで

但し、正副理事長の合議により日時の変更ができる。

第10条 正会員は例会に出席する義務を負う。

第11条 例会に欠席した場合は、下記のとおり特別負担金（ニコニコ金）を徴収する。

欠席 500円 年2回会費と同時に徴収する。

第12条 下記各項の該当者は、当該月（但し、例会1回のみ）の出席補填とする。

- 1 他JC例会に出席した場合。

但し、アテンダンスカードを使用して当該JCが、確認サインをして札幌JCで受理した場合。

- 2 国際青年会議所、日本青年会議所、北海道地区協議会、ブロック協議会および全国・地区会員大会、認承証伝達式、その他記念式典JC等公式行事に出席した場合。
- 3 理事会、所属委員会ならびに札幌JC行事に出席した場合。

第 4 章 委 員 会

第13条 定款第37条に基づき本会に委員会を設置する。

第14条 委員会の活動分掌は、当該年度の総会において承認された事業を行うものとする。但し、上記以外の事業については、理事会の承認を得て実施する。

第15条 理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事は、原則として委員会に所属しない。

但し、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 16 条 委員会は、委員長が年 6 回以上招集し、議事録を作成してこれを速やかに事務局に提出しなければならない。

第 17 条 理事長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て特別委員会をおくことができる。特別委員会については、第 15 条本文を適用しない。

第 5 章 褒 賞

第 18 条 本会は J C 運動の昂揚を図るため褒賞を行うことができる。

第 19 条 褒賞の対象者は次の通りである。但し、理事及び委員長は褒賞の対象としない。

- 1 J C 活動に顕著な功績のあった会員。
- 2 当該年度の例会に 1 0 0 % 出席した会員。
- 3 当該年度の例会、委員会並びに全国大会、各地区大会等、J C 公式行事に出席の優秀な会員。

第 20 条

- 1 褒賞特別委員会の委員長および委員は理事長が指名し理事会において承認した会員がこれにあたる。
- 2 褒賞は褒賞特別委員会がこれを審議し理事会の承認を得て対象者を決定する。

第 21 条 功績のあった当該年度の理事・委員長に対し感謝状を贈ることができる。

第 6 章 会費および入会金

第 22 条 会費および入会金は次の通りとする。

但し、年度途中にて入金する会員の会費は理事会の定めるところによる。

入会金 金 1 0 0, 0 0 0 円

(但し、退会者の同一法人から引き続き翌年度迄に入会する会員に対し、入会金 50, 000 円を免除することができる。)

会費 金 1 5 0, 0 0 0 円

特別会員会費は入会金の半額とする。(入会金が改正の場合はこれに準ずる。終身会費)

(但し、特別会費は資格取得年度に納入するものとする。)

第 23 条

- 1 会費は、年 2 回前期と後期に分けて指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 正会員が会員資格規定別表督促手続に従った督促を受けたにもかかわらず会費を納入しないときは除名することができる。

第 24 条 納付期日を経過した会費は、退会の申し出があった場合においてもその徴収を免除しない。

また、既納の会費はいかなる事由によるも返還しない。

第 25 条 新入会員の入会金、当該年度の会費は原則として、入会時に納入しなければならない。

第 7 章 慶 弔

第 26 条 本会の慶弔は次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|----------|
| 1 | 結 婚 | 正会員の結婚の場合 | 30,000 円 |
| 2 | 死 亡 | 正会員の死亡の場合 | 50,000 円 |
| | | 正会員の配偶者および両親、子供が死亡した場合 | 10,000 円 |
| 3 | 見舞金 | 正会員の病気、傷害、災害の場合、最高 5,000 円を限度として適宜理事長がこれを定める。 | |
| 4 | 顧問、特別会員および職員の慶弔に関しては、正副理事長においてこれを定める。 | | |
| 5 | 贈与金は適宜相当額の贈与品に替えることができる。 | | |
| 6 | その他理事長が必要と認めた場合は、正副理事長において適宜これを定める。 | | |

第 8 章 会員の届出義務

第 27 条 会員は、下記事項につき変更を生じた場合には速やかに事務局宛書面による変更届を提出しなければならない。

- 1 職 業
- 2 勤務先
- 3 役 職
- 4 商 号
- 5 勤務先所在地
- 6 住 所
- 7 電話番号
- 8 F A X 番号

附 則

本規定は昭和 48 年 3 月 12 日より施行する。

昭和 49 年 12 月 3 日 一部改定

昭和 51 年 6 月 25 日 一部改定

昭和 51 年 11 月 29 日 一部改定

昭和 52 年 1 月 20 日 一部改定
昭和 52 年 12 月 6 日 一部改定
昭和 53 年 12 月 5 日 一部改定
昭和 54 年 12 月 4 日 一部改定
昭和 56 年 12 月 1 日 一部改定
昭和 57 年 12 月 1 日 一部改定
昭和 59 年 11 月 29 日 一部改定
昭和 60 年 8 月 20 日 一部改定
昭和 63 年 11 月 24 日 一部改定
平成 3 年 11 月 26 日 一部改定
平成 5 年 11 月 12 日 一部改定
平成 6 年 11 月 25 日 一部改定